

令和8年第1回大洗町議会定例会

議事日程（第4号）

令和8年3月6日（金曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	飯田英樹	議員	2番	石山淳	議員
3番	関根健輔	議員	4番	小野瀬とき子	議員
5番	櫻井重明	議員	6番	伊藤豊	議員
7番	柴田佑美子	議員	8番	小沼正男	議員
9番	今村和章	議員	10番	勝村勝一	議員
12番	菊地昇悦	議員			

欠席議員（1名）

11番 坂本純治 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	長谷川満	住民課長	小沼正人
福祉課長	田山義明	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	小林美弥	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	田中秀幸	上下水道課長	大塚学
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	住谷幸泰
教育次長兼 学校教育課長	深作和利	生涯学習課長	磯崎宗久
消防長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	本城正幸

事務局職員出席者

事務局長	高柳成人	議会書記	坂田智明
------	------	------	------

○飯田議長 おはようございます。

議場内でのカメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっております。また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードに設定してくださるようお願いいたします。

本日の会議は、インターネット上でのライブ配信を行うことと併せ、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど宜しくをお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○飯田議長 ただいまの出席議員は11名であります。

これより令和8年第1回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○飯田議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 櫻井重明議員、6番 伊藤 豊議員を指名いたします。

◎一般質問

○飯田議長 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要旨は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

◇ 菊 地 昇 悦 議 員

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 日本共産党の菊地です。二つのテーマで質問に入りたいと思います。宜しくお願いいたします。

初めに、介護保険、特にデイサービスに関わることについて伺います。

町民の誰もが知っている社協、社会福祉協議会ですが、今月、2026年3月をもって、ゆっくら館内で事業展開しておりましたデイサービスを中止するという事になっているそうであります。社協を知っていても、余り関わりのない方は、そのことを知られていないかもしれません。

私も知ったのは去年の12月でありました。たまたまゆっくら健康館内にあるデイサービスを利用している方から、もう行けなくなってしまうということを聞きまして、社協がやめるのかということで大変驚いたものであります。

町民にとっては、困った事があった時のより所となっているのが社会福祉協議会です。町役場と同じように、町民のため、私たちのための組織であると思っっている方もおられます。だからこそ社協がお願いしている募金などにも、町内会を通じて応えていると、こういうことを見ても、町民の思いがそこに表れているのではないかなというふうに思います。

私は、だからといって社会福祉協議会、社協を非難するための質問ではないことをあらかじめ断っておきたいと思ひます。

そこで、高齢化が進むなかで社会福祉協議会が介護保険事業のなかで期待される役割が大変大きなものがあると思ひますが、まず、大洗町における高齢化の状況、あるいはこれからの見通しなど、現状、そして今後のその高齢化の見通しなどについて様々説明されておりますが、改めて伺ひます。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今年令和8年1月1日現在の人口は1万5,222名となっておりますが、高齢者の数が5,393名となっており、高齢化率は35.43%となっております。また、介護保険の認定率は984名となっております。これは要支援1・2から要介護の1から5を合わせた人数となっております。

その人口の推移なんです、昨日も若干お話は出ましたけれども、昭和30年当時、大洗の人口が2万2,711名、うち高齢者の数というのは1,514名で6.7%でした。それが平成3年になりますと、町の人口は2万619名、ここでの高齢者数は3,201名で15.5%です。また、この時にですね、0歳から14歳、この人数も同じ似たような人数の3,572名の数字はですね17.3%でした。今現在が先ほど申し上げたとおり5,393の高齢化率が35.43%なんです、0歳から14歳も1,269の8.2と、ちょうど逆転しているような状況であります。

高齢化率、それから、介護の認定率の推移の話なんです、先ほど申し上げましたとおり、大洗町では現在984名の介護保険の認定を受けている方がいらっしゃいます。介護保険制度は、平成12年にその制度が設立されました。その当時というのは、やはり要支援1・2ではなく、要支援という形でありましたけれども、要支援から要介護1から5を合わせまして317名となっております。65歳以上の人数のなかから介護を受けている方を割り返したものを認定率というふうに呼びますが、今現在の認定率が18.2、介護保険制度ができた時の認定率が7.6%というふうになってますので、2倍以上の、今2.5倍以上の伸びで見ているという状況であります。

また、人口の推移、それから介護保険の認定の今後の将来推移という話になりますが、第9期介護保険事業計画、これは令和6年から令和8年の計画となりまして、令和6年3月に策定をいたしました。この時にですね、令和12年（2030年）、その時の大洗町の人口というのを1万4,016人というふうに推計しております。また、高齢者数につきましては5,230人になるであろうとしております。高齢化率が37.3%。これをですね、実際この作った当時の令和6年3月ということで、具体的に令和8

年の数字と比べてみますと、計画のなかの数字では、高齢者数が5,410名、実際の数字は5,393、それから高齢化率は、計画のなかではですね36%、実際の高齢化率は35.43%というところで、これは国立社会保障人口問題研究所というところの推移を推計して作成したのになります。

また、介護保険の認定者数につきましても、今現在984名となりますが、令和12年（2030年）には896名になるであろうと、若干減るというところでは推計をしております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 ありがとうございます。人口が減っていくなかで高齢化率は高くなっていくと。そして、認定率も若干下がるような説明もありましたが、さて、そのなかでですね、介護保険制度のなかでデイサービスの目指す目的、役割ですかね、これはどんなことなのか伺います。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

デイサービス、通所介護事業所となります。これはですね、厚生労働省のホームページでは、この通所介護事業所につきまして、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、また、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、家族介護の負担軽減などを目的として実施しますというふうに説明をされております。なので、その平成12年、介護保険制度が設立された当時というところは、その通所介護、デイサービスの基本方針といたしまして、要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことを目指すというふうにされております。それは今も変わっていない基本的な部分です。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 厚労省のね、デイサービスの目的を説明していただきましたが、町民の方でデイサービスに通っている方のお話を聞くとね、デイサービスに行くのが非常に楽しみだということがよく言われますよね。それが無くなってしまうということですが、利用されている方は、この3月いっぱいやめるということとなりますが、その方々は一体どういうふうに、その行き先はどうなっているのでしょうか。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、社会福祉協議会でやっているデイサービスの事業者の利用者数につきましては、ここ一番最新の数字で見ますと、令和8年2月現在で22名の方がご登録をされております。これは一度にこの22名が利用するというのではなくて、22名の方がご登録をされて、その方のプランにあって週に1回ないし2回、若しくはそれ以上ご利用されている状況になります。過去の経緯を見ても、今現在その最新の情報では22名、1年前、令和7年1月では47名の方がご登録、令和6年では45名の方がご登録、一日当たりの平均利用者数というのを算出いたしますと、今現在ですと4.7名の方のご利用。1年前の令和7年が14.8人、令和6年につきましては16.3人というふうになります。

この方々の今後の行き先というところではありますが、具体的に廃止になりますというお知らせがあったその直後からですね、そのご本人の希望をお伺いしながら新たなデイサービスというところ

の利用につきまして調整を図っておりまして、具体的にこの先ほど申し上げた22名のご登録の方につきましては、町内のデイサービス事業所に13名、町外に9名の方がご利用されると聞いております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 1年でだいぶね、その登録者数、1日の平均利用者数がね、だいぶ減っちゃったということが今説明されましたが、この減った要因といいますかね、こういうのはどういうふうに捉えておられるのか伺います。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

減った要因というのは、まずですね、社会福祉協議会のほうにおきまして利用者の方に対しましてですね、廃止になりますというお知らせをいたしましたのは、昨年9月26日から、実際にはその案内をお配りして、これこれこういった理由で廃止をしますというところでお知らせをしております。で、具体的にどのような内容でお知らせをしたかというふうになりますと、まず、町に対しましては、昨年の9月25日に開催されました社会福祉協議会デイサービス事業所推進会議というものがあります。これはデイサービス事業所で地域密着型のデイサービスというところで、年2回開催をしなくてはならない会議となりまして、これはサービスの確保であるとか質の向上を図るための会議というふうになります。このなかで正式に説明はありました。その案内をですね確認をいたしましたところ、記載されている内容からはですね、過去6年間にわたり毎年赤字で運営を余儀なくされていること、それから、開設当初は、当時はですね、事業所が少ない状態であったんですが、今現在はその事業所、いわゆるデイサービスですね、その事業所が増えてきたことで社協としての社会的責任は果たし終えたこと。それから、このまま赤字経営を続けていくことは、社会全体の事業展開にですね、支障を来すおそれがあることということをもちまして、令和8年3月31日をもって事業を終了するというふうな説明があったところです。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 その経過、やめる経過を今説明いただきましたが、その説明を受けてですね、町のほうではどういうふうに受け止めて、どんな話し合っているのかね、どんな要望をされたのか伺います。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、社会福祉協議会のデイサービス事業所が無くなることは、大変率直に残念だというふうに捉えております。大洗町がとても小さな町でして、近隣自治体から比べますと、その事業所の数につきましても、やはり差を感じるということのは、やはり福祉分野で強く感じる場所はあります。ただ、この社会福祉協議会のデイサービスが無くなることで、大きな影響は、町に対する影響は無いと——影響はありますけどもその影響は少ないというふうになっております。というのはですね、令和8年1月現在、デイサービスを利用している方というのは約200名いらっしゃいます。これは先ほ

どの登録者数ということでご認識いただきたいと思います。社会福祉協議会をあわせまして今現在ですね、町内のデイサービス事業所というのは五つあります。これが来年度からは四つになるわけですが、この四つの事業所の定員を合わせますと、1日最大で80名の方が利用することができるとなります。先ほど申し上げましたとおり、この登録している方が一度に、200の方が先ほどデイサービスを利用しているというふうに申し上げましたが、この200の方が同日でサービスを受けるということは、まず無いようにですね、各デイサービスの受け入れにつきましては日程調整を図りますし、また、その具体的な調整につきましては、ケアマネジャーの方が調整を図ってまいります。町内のデイサービスの事業所が一つ無くなるということにして、今現在もそうなんですけど、こういったところのデイサービスを利用しているかというのは、近隣自治体のデイサービスを利用することになります。調べてみますと、今年1月1日、茨城県内のデイサービス事業所は567事業所あります。そのうち近隣自治体ということで、今現在も利用されている方多いんですが、水戸市、ここには58事業所、それからひたちなか市には24事業所あります。ですので、この無くなった場合ですね、町内を含めて町外の事業所も利用することになるであろうと推測されますが、これにつきましては水戸やひたちなか、その他近隣自治体のデイサービスを利用するというふうに考えております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 6年間赤字の状況が続いたというなかで、町内でもね、他の事業所が増える傾向にあったと。そういうことから、社会福祉協議会の役割、これは当初からずっと始めていて、その役割を終えたのではないかというふうな、そんな説明もされたんですが、さて、この間にですね、増えたという方向と同時に減ったっていう部分もあると思うんですよね。やめたと、介護事業所が。そのあたりはどういうふうに捉えているのかね、増える部分と減る部分、こういうのがありますけど、どういうふうに捉えているのか伺います。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、介護保険の全体のことにもなってしまうんですが、介護保険の給付費につきましては、コロナ以降ですね、だんだん伸びつつあります。これは大幅な伸びではなくて、少しずつ伸びているというような現状であります。それは冒頭に申し上げました介護保険の認定者数の推移を見ましても、それが表れております。そのなかで介護保険事業所、町内にも幾つかありますが、昨年の夏にですねグループホームが1件休止という形でご連絡をいただきました。その経緯につきましては、利用者、申込者が大変少ないであるとか、あとはその事業所、全体での話ではありましたが、一度に多くの従業員の方がお辞めになってしまった。やはり赤字が続いていたというところで、やはり介護報酬では賄えない、事業所の努力だけでは賄えない状況があるということで、閉所を余儀なくされたということのご説明で聞きました。私どもがその話を聞いた時に、どうにか再開のめどというのはあるんでしょうかというところで、そのグループホーム様にもお話をしましたが、なかなか現状では厳しいというお答えをいただいたところでもあります。ですので、介護保険のなかではですね、

デイサービスはですね、かなり多くの方が利用されているサービスの一つでもあります。具体的にはですね、デイサービス事業所の令和6年度の給付費だけを見ますと、1億5,800万、給付をしております。もっと別な形で申し上げますと、1カ月のデイサービスの給付費というのは約1,300万から1,400万円支出をしております。ですので、今後の推移、事業所数が無くなるというのは、この給付費にも大きく影響するということは我々も掴んでおりまして、現に先ほど申し上げたようなデイサービスが無くなることというのは、今年度はまだ事業があと1カ月、3月ありますけれども、そういった給付の伸び率にもしっかり算定をしているところであります。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 今、給付費の話がされましたけども、この介護保険制度のなかでデイサービスの目指す役割、先ほど説明されましたが、その目的からしてですね、その給付費、要するに報酬の考え方というか、実際の在り方は、どういうふうに見ておられるのか、十分なのか、その役割に相応しい報酬になっているのか、この点についてはどのように受け止めているのか伺います。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、デイサービス事業所のお話をする前にですね、介護保険の報酬が若干絡んでおりますので、その話をまずさせていただきたいと思います。

介護保険の報酬の改定というのは3年に一度行われております。そうしたなかでデイサービスに関わる部分というのは、少しずつ変化をしております。介護報酬の改定というのは、過去を見ますと、プラスに改定をしている場合とマイナスに改定をした時期、これは平成27年であるとか平成15年であるとか、その時の社会状況や周りの状況にあわせて改定をしているところになりますが、デイサービス事業所に関しましては、実際に社協デイサービスの職員の方にもお伺いいたしました。何が大きく大変になってきたのかということでございますと、基本的な報酬というのは介護保険制度のなかで決まっています。その報酬というのは何によって決まるのかとなりますと、基本的なサービス費、サービスを行った場合の給付費と、それから例えば入浴であるとか送迎であるとか、こういったサービスを行った時に加えられる加算、大きく分けますと、この二本立てで成り立っております。

まずその時間のほうにつきましては、昔、収益が上がっていた時の話であろうと思いますが、その頃にはですね、例えばですけどもサービスの時間が6時間から8時間というような区切りで単価幾らですというふうに決まっていたものが、それがさらに細分化されたであるとかですね、これまですと、例えばこのサービス——送迎の加算の話をしていただきますと、送迎加算というのは、以前は別な加算であったんですが、今は基本報酬のなかに含まれているというお話でした。ですので、行きと帰り、デイサービスの事業所の方が利用者のご自宅にお伺いをして、それから終わった後、またお送りしていく、これをやって初めてその基本報酬が100%いただけるんですが、例えばどちらか片方だけでもご家族の方がデイサービス事業所に送ってきた、若しくは迎えに来た、これが1回だけ、片方だけあっただけでも、この基本報酬からその分引かれてしまうと、減算されてしまうと。こう

いった細かな改定が行われてきたというところで、非常に厳しい、デイサービス事業所にとってはですね、厳しくなってきた経緯があります。直近の令和6年度の改定のなかにつきましても、デイサービス事業所というものにつきましても報酬の改定はありませんでした。むしろ入浴加算、お風呂の介助ですね、これをするにあたりましては、しっかりと研修を行いなさい、その行った職員でないと加算の対象になりませんよと、加算額は変割らないんですけど、むしろそれを実行する時の条件が厳しくなってきたという経緯があります。ですので、介護保険は3年に一度改定はされてはいくんですけども、デイサービス事業所に関しましては、そういった細かな点で、プラスの改定の部分もあったとは思われますが、むしろ大変になる、より厳格化されて、その分職員の方々が大変な準備であるとか整えなくてはいけない、態勢を整えなくてはいけないと、そういうふうに変わってきたと認識をしております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 先ほど一つのグループホームの例を挙げられましたけども、他にもやめたところがあるんですね。ですから、それはその報酬の影響で、やってられないと、使命感はわかるんですけども、そんな経営そのものに悪影響をもたらしてしまうというような、そんなことにつながって減ってやめたんじゃないかというふうに考えられるんですね。そういうことが、大事な役割を持っているんですけども、片方ではそういうことがやられているということです。ですから、デイサービスの目指す役割は、先ほど言われましたけどもね、何項目か言われましたけども、しかし、その目的と同時に、それを利用する方々のニーズ、とても小さな気持ちで行ったとしても、みんなと会いたいという、話をしたいという、その小さなそういうニーズなんでしょうけども、そういう面もあると思うんですけども、それだけじゃないですよ、行けばね、いろんなものがある。ですが、それが十分に満たされてない、どうも合致してないような、そういう傾向がね、そのデイサービスの事業の中身のなかに反映されてきてるんじゃないかと、いろいろと細かくしすぎちゃってね、態勢もとれないなかでそういうことが展開されるということで事業所が減り続ける、減り続けているというか減ってきたということが言えるんじゃないかと思いますが、その点はどういうふうに考えていますか。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今、菊地議員がおっしゃっていただきましたとおり、そのデイサービスに通う方の目的というのは様々あるかと思いますが、社会福祉協議会のほうがですね、利用されていた方というのは、長くそこを利用されている方が大変多かったというふうに聞いております。その行っていた目的というのは、先ほど菊地議員もおっしゃっていただきましたけれども、ここに行くことによって、知り合い、そこでお知り合いになった方々大変いるというところで、そこに行くことを楽しみにしていた、そういう話は聞いております。実際に昨年12月6日にですね、お別れ会を兼ねたクリスマス会というのを社協のデイサービスで開催されたそうなんですけども、そこに参加されている方というのが社協デイサービスの推進運営委員会って、先ほど申し上げたとおり、そこにも出席を、加わっている

委員の方なんですけれども、その方のお話でも「通うことができ良かった、幸せでした」というふうにおっしゃっていたのを強く印象として残っております。

デイサービスが目指す目的とニーズというところが合致しているのかというお話なんですけれども、介護保険制度ができた当初というのは、要介護状態となった場合でもですね、利用者が可能な限り自宅で日常生活を過ごせることを目的としまして、日常生活上のお世話ですね。入浴、排泄、食事などですね、と機能訓練の提供が行われていました。今、そういったものがどう変わってきたのかというところのなかでですね、平成14年に策定をいたしました第2期介護保険の事業計画、ここで町民の方々にアンケートを行いまして、介護保険を利用している、何故利用するんですかとかというところにつきましては、利用する

しない——すいません、利用をですね何故しないんですかっていうところになりますと、家族介護で何とかなってるからとか、自分で何とかなってるからというお答えが多かったんですけれども、それがだんだん推移してきております。ですので、行けば、デイサービスというのは、先ほど申し上げたとおり、日常のお世話、自分自身、それから家族ではできないものをしていただけたところというような認識であったかと思うんですが、それがだんだん制度が変わることによりまして、目的やニーズっていうものが少しずつ変化している状況であります。国が示す指針のなかではですね、これは最近行された令和6年の介護報酬の改定のなかにもありましたけれども、高齢者の自立や重度化の防止という制度に沿いまして、リハビリであるとか機能訓練、それから口腔や栄養の一体的な、摂取できるような取り組みであるとか、こういったものが大事だというふうにしておりまして、実際にデイサービス事業所で機能回復であるとか機能維持、こういったものを重要視されるような流れになっております。そこは先ほど申し上げた加算というところにも色濃く出ております。ですので、ひと昔にありました、ただ単にですね在宅で生活していた方が日中お一人になりまして、家族が誰もいなくて日常のお世話が難しい。なんで、日中に行ってですね、ご飯を食べるところ、お風呂を入るところではなくてですね、閉じこもり防止もありますけれども、行って人と会ってですね、閉じこもりの防止の部分と、それからそこで簡単な運動なども行っている事業所もあります。そこで機能回復であるとか維持であるとか、こういったものがどんどんどんどん進んでいくのではないかというふうに捉えております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 いろいろなニーズの変化もありますけども、この介護事業所の全体がどうなっているのかということで、東京商工リサーチというところが調べたのがありましてですね、2025年度の介護事業所の倒産件数は176件、これ連続して過去最多を更新しているということだそうです。特に訪問介護に関しては3年連続でね、更新して、全国的に、訪問介護が無い市町村が全国に広がっていると、そんな実態があるそうです。その理由としては、診療報酬のマイナス改定とかね、あるいは人件費が一般の労働者と比べて人件費が低いということでヘルパーが集まらないとかね、あるいは物価高騰のなかでガソリン代の値上がりとか、こういうことで運営コストがかかっちゃってデイサービスは少し減ってるんですが、高止まりの状況だというような実態があるそうです。

そして、国はですね、その状況を受けてですね、人件費の支援はね、まあまあ始まっています。しかしながら、施設そのものに対しての運営支援というのは余りよくないということで、いずれこれがね、訪問介護が0というところありますけども、デイサービスそのものも一番、なければコストがもう0になっちゃって、削りやすいというような内容なのかな、そういう方向にいつてしまうんじゃないかというような、そんな分析もされているわけですね。ですから、こういうなかで大洗町のデイサービスがどうあるべきなのかということを改めて考えるきっかけにしたいなというふうに思っているわけでありまして、さて、このような事業所が減るといふこと、これはどういう認識でおられますか。これについては。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

介護保険の事業所が減るといふことにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、昨年9月のグループホームからもそうですが、大変残念に思っております。減ることですね、大洗町自体の、事業所数が減ることによって介護力が極端に減ってしまうのかというふうになりますと、今現在でも大洗町の983名の方の介護保険の利用している事業所というのは、大洗町内だけではないところが実情です。やはり近隣自治体の事業所を利用されている方が多くいらっしゃいます。

入所系のサービスというふうになりますと、今現在、大洗町の入所してそこで生活をするサービスをご利用されている方というのは約260名いらっしゃいます。やはりここでも入れない方というのは近隣自治体の施設のほうにそれを求めることになろうかと思えます。ですので、大洗町といふこの町内だけでですね、全てが賄えるのであれば、それは大変良いことだとは思いますが、どの分野を見ましても、やはり広域的な部分ですね補って、その足りない部分を補っていくというんでしょうか、サービスを利用されているといふところは現状にあるかと思えます。現に大洗町の介護保険の事業所にですね、遠方ですと東京の方であるとか、あとは近隣自治体の方もいらっしゃいますが、入所系のサービスを利用されている方といふのも実際いらっしゃいますので、それで補っていくと。ただ、これをですね、回避していくといふところにつきましては、やはり事業所様と日頃から話を聞きまして、何が足りないのかといふところでしっかりと情報をつかんでいくことも大事だと思っております。現に今行っている町への補填事業といたしまして、ケアマネジャーの方はその資格は更新制となるんですけども、その更新するための費用といふのを町でも補助をしている状況でもありまして、数は少ないんですが、その利用できる人数は限られているかと思っておりますが、そういった制度も利用していただいている状況で、やはり訪問介護事業所のお話も先ほどしていただきましたけれども、居宅介護支援事業所も少なくなってしまうと、大洗町の方がですね、ご相談をする時に、町外の方に相談をすると。そういう状況になりますと、町内のこの細かい情報がなかなかつかみきれないということも、もしかするとあるかもしれませんので、なるべく居宅介護支援事業所、ケアマネさん方もですね、残っていただきたい、そういう事業所でもありますし、デイサービスもそういう形でもありますし、また、グループホームにつきましては、先ほど申し上げたとおり昨年一つ休止という形での閉鎖となりました。今現在一つありますが、その申し込み

人数は増えているという状況でもお伺いしております。やはりこういった方が入られるのかとなりますと、要介護度が低い方、1・2の方からの申し込みが多い。先ほど260名と申し上げましたその入所系の施設というのは、要介護3からが基本的になりますので、やはり多くの方が介護保険のサービス利用をされたいというところの現状あるとも認識をしております。なので、繰り返しにはなってしまうのですが、それが町内の事業所で全て補完できれば大変いいことだと思っておりますけれども、もしそれが厳しい状況であったにしても近隣自治体の事業所の情報もしっかりつかみながらですね、また、介護保険事業所とも連携、情報をつかみながら、そういった不足するようなことがないように、困ることがないように取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 そこです、社会福祉協議会の会長、町長、会長ですよ。あえて会長に伺います。いろいろと説明されました現状も今説明いただきました。私、このゆっくら健康館内で進められてきたデイサービス、これが再開が必要になってくることも有り得るんじゃないかというふうに考えています。考えなきゃいけないと思います。デイサービスへ通う方々のニーズといいますか思いがちちょっと変化してきていると。自分の健康を支えていきたいというようなことがね、そういうことも含めて変わってきていると。健康でありたいと、誰もが思うことであって、要介護にいかない要支援という形で、できるだけ自分の健康を、状況を保ちたいという、そういう思いがあると思うんですよ。そういうことを支える、保証するというか、そのためにあるのがデイサービスの一つの大きな役割だと思うんです。今月の22日に地域包括支援センターが家族介護教室を開催するというので案内がされていますね。場所はゆっくら健康館のDルーム、こういうことであります。デイサービスをやめてもですね、この施設はそういう意味では重要な役割を果たす、そういう場になるんじゃないかというふうに思います。そういうことですから、例えばデイサービスやめてもですね、あの場所をしっかり確保する、そういう介護につながる場所に確保するという考え方で望んでいきたいと私は思いますが、どのように受け止めますか。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 菊地議員からは、デイサービスをはじめとする介護保険制度全般についての持続可能性、そしてより良い在り方、また、警鐘とも取れるようなそんなご指摘、ご質問、ご提言をいただきました。誠にありがとうございます。

私も同感でございます、制度趣旨からすると、少しその国の制度として、しっかりと成り立つようなそういう財政措置も含めた展開、さらには報酬の改定等がなされたのかという話になりますと、非常に全く真逆の方向へ行ってるような気がしてなりません。ですから、議員がおっしゃるように民間の皆さん、民間事業者の皆さんに伺いしても、これ多くの皆さん方が、こんな報酬ではとてもとても続けられないと、今の他の既存事業まで脅かしてしまうっていうようなところで、非常にこの廃止になる。そしてまた、私どもこれは担当課長からも答弁させていただきましたが、この社会福祉協議会で廃止するということについては、非常に忸怩たる思い、残念で、私自身も残念で残念で仕方ないところがございます。何故なら、議員がおっしゃいますように、社会制度として

私ども公、最後の砦として本来ならば社会福祉協議会、基本的には民間でありますけども、公ではありませんけども、より大洗町でいうならば非常に多くの方々、議員がおっしゃるように心のより所としても数多くの方々期待をし、利用されておりますので、最後の砦として残していかなければならないと、そういう理念です。ずっとこれは、昨日今日ではなくて、ここ数年議論をしてきたところでもあります。ただ、担当課長からも申しあげましたように、設立当初と申しますか、スタート当初から比べますと、民間で同じような役割を果たせる施設が増えていったこと、さらにはもう一つは、赤字が続いているということ、この赤字ももう2,000万円に累積でなんなんならんとするような、そんな金額ベースが続いている、今申しあげましたように、民間事業所と同じようにこれずっと続けておりますと、今ある既存事業も毀損してしまうかも知れない、そういう懸念もありますので、そうしたことを総合的に勘案し、当然にして最終的にこの大洗町から財政投下できれば、これはこれで役割を果たすことができるんですが、大洗町の財政状況そのものも非常に厳しい環境下にありますので、いろんなことを総合的に勘案をして廃止という形になりました。今、議員から話がありましたような展開、これも当然にして社会全体が今そういう気運になっておりますので、しっかりこのデイサービスを廃止をしても、そういうことに別、代替措置というわけではありませんけども、これはもう飛躍的な展開を企図した形によってしっかり総合力を発揮して、これはもう民間とも様々な連携を図ることによって、議員が言われるような形で前へ前へと進めてまいりたいと思っております。

加えて、この再開のめどはどうかということ、そういうことを希望される方々がいらっしゃるといことでありますが、私といたしましては、先ほど担当課長が申しあげましたように、周辺でまだ利用できる場所がある。ただ、周辺といっても水戸やひたちなか、鉾田などへ行くことが抵抗感ある方々、議員が言われるように、全くそこへ行って知らない人ばかりだと。デイサービスの魅力というのは、正に議員からご説明ありましたように、サービスを受けるだけじゃなくて、そこで、これは理念的にもそのようなことを目標としておりますけども、そこでいろんな方々にお会いをして、旧知の方々、また、大洗町でゆかりのある方々とお会いすることによって、そこでいろんな会話をしたりとか、笑ったり、また、幸せを感じたりって、そういうことも求められていると思いますので、そんなことがもしできなくなるならば、やはりこれは公として担う必要性が出てきますので、その際にはまた議会の皆様とご相談をした上で、再開なり何なりの手続を取る必要があると私自身は考えておりますので、そうした視点に立って、これからはしっかり皆さん方、サービスを利用される皆さん方ばかりでなくて、要支援の方々が要介護につながらないようにする、そういう手だてというのをお話されましたけど、その前段として、やはりこの要支援にも至らないような、そういうこの健康増進などもしっかりとこれから食推の皆さんはじめ食育、さらにはしっかりこの運動も進めるということも大事ですし、ストレスをためないような生活をするということも、もうこれはメディアでも再三やっていますし、また、国民的なそこは関心の一つでありますので、行政としてしっかり果たせる役割を果たしながら、制度の維持、持続可能性を追求してまいりたいと思います。どうぞ宜しくお願いします。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 今後の方向ね、全くもう終わりだよと、全て終わりだよという考えでないことはよくわかりました。

今現在、実際にですね、高齢者の方々のなかでひたちなかに行っている方とかね、水戸に行っている方いらっしゃるんですよ。それは何故行くかという、聞くと、健康づくりなんです。80を過ぎて、そういうところに行って頑張っているという、そういう方々、あえて隣の町や市に出かけてまで頑張っていきたいというふうに、そういうふうに思っ、日々暮らしているわけですよ。ですから、そういう方が大洗に住んでんだから大洗でそれをやりたいという、やらせてあげたいというふうに、どうしてもね、話を伺っているとそう思ってしまいます。ですから、それはやるのが不可能じゃないんですよ。今度、指定管理を受けた業者もね、少し事務の在り方、これを少し変化させようということで、具体的にどこら辺まで設備整うのかわかりませんが、高齢者の方々が気軽にそういうのできるようなものを導入してですね、これがこれからのデイサービスにつながるような、大洗でもこういうことができるんだと、皆さんの健康を守るために進められる準備はしているという、そういう態勢はね、しっかりと一緒に考えていっていただきたいなということ期待してですね、この質問を終わります。

次に、後期高齢者医療についての質問に入ります。

高齢者に対する医療、介護、今年度大きな負担とかね、自己責任とも言える方向に様々な制度を改正、転換の動きが起きている状況であります。具体的にいうと、要介護1・2を保険から外すとかね、高額医療費の負担限度額の引き上げとか、薬の適用除外するとか、こんなことも今示されていると。そういう方向にグーッと今いってる最中ですよ。そのなかで、私は今回の議会では、後期高齢者の方々の保険証の在り方について伺います。

厚労省は後期高齢者医療の保険証の在り方で、マイナ保険証の登録の有無に関わらず加入者全員に資格確認書が交付されています。これをですね、見直して、85歳以上には一律交付すると、確認書を交付すると。ところが、75歳から84歳の方に対しては交付の在り方を定めない、一律としないというふうに、こういう考え方を示しています。それはどうするかという、広域連合に委ねるといふふうにいってるわけですが、茨城県はどういうふうにしようとしているのか、もし知っているならば答弁をお願いします。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

まずですね、資格確認書の交付の状況でございますが、医療保険制度におきましては、令和6年12月2日をもって被保険者証の新規発行が終了いたしまして、被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。このマイナ保険証を利用されない方には資格確認書が発行され、どちらかで医療機関のほうを受診できます。

被保険者証の新規発行の終了以降、マイナ保険証の利用率は徐々に上昇しているものの、後期高齢者のマイナ保険証の利用率は、暗証番号の入力やですね、新たな機器の取扱いの不慣れな部分が

あることによりまして、他の年代と比較しまして総体的に低い状況であったため、令和7年1月31日に発行済みの被保険者証が有効期限を迎え、資格確認書を希望する方からの申請が市町村に集中するおそれがありました。こういった混乱を回避し、マイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する観点から、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、令和8年8月更新までの間、暫定的な運用として全員一律に資格確認書を交付する職権交付を継続することとなり、現在に至っているところでございます。そういったなかです、マイナ保険証の利用状況でございますが、令和7年10月時点の医療保険全体のマイナ保険証の利用率は37%であります。そのうち高齢者の利用率は70歳から74歳で48%、75歳から79歳で37%、80歳から84歳で33%、85歳以上で24%となっており、徐々にですね利用率は低下し、85歳以上の被保険者につきましては利用率が総体的に低い状況が見受けられます。

茨城県の後期高齢者医療保険の利用状況につきましては、令和7年9月時点でマイナ保険証の登録率は73%、利用率は38%となっております。そういったなかです、大洗町ではマイナ保険証の利用登録率は71%、利用率は29%となっております。マイナ保険証に登録をしておりますが、医療機関では利用していない状況が見受けられます。資格確認書が全員一律に交付されていますので、資格確認書を利用している方も多いのではないかと見受けられます。県の広域連合のほうからはですね、まだどういった対応をするかという今後の対応状況は届いておりませんが、市町村としては広域連合の方針に従って対応していきたいと思っております。以上でございます。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 85歳以上は一律交付するというね、で、75から84については、それが違うんですね。同じ後期高齢者でありながら年齢を区切ってね、何かこう分断を持ち込むような、何故合理的な理由が、何故なんだろうかという、さっぱりわかりません。高齢者はマイナカードをなかなか利用しづらいという、そういう先ほどの暗証番号の例なんかも説明されましたけど、余り使わないんですよ、だからね。みんな持ってても使わないという。一番安心して使えるのが保険証なんです。そのことが示されていると思います。ですから、茨城県および広域連合に対してはですね、この85歳以上の方々に一律というやり方を厚労省はいつてるわけですから、同じように、一律に交付すると、資格確認書をね、こういうことを求めていくべきではないかと思っております。是非要請をしていただきたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 菊地議員の再度のご質問にお答えいたします。

ちょっとですね、国のほうの内容のほうをご説明させていただきますと、国のほうではですね、令和8年8月以降、更新の時期でございますが、円滑なマイナ保険証への移行に向けまして、利用実績を踏まえるなどきめ細かい配慮が必要と考え、85歳以上の方には資格確認書を一律に職権で交付し、84歳以下の方にはマイナ保険証を直近1年間において6回以上利用し、かつ直近3カ月における利用実績がある方にはマイナ保険証を利用いただき、それ以外の利用の少ない84歳以下の方には資格確認書を職権で交付するという対応で、年齢およびマイナ保険証の過去の利用状況を踏まえ、

全員一律の資格確認書の職権交付を見直してはどうかという検討をされているところでございます。

そういったですね、話はまだ市町村には下りてきておりませんが、こちらですね、広域連合のほうですね裁量によりましていろいろできるかと思いますので、その辺はですね、引き続き要望していきたいなど、やはりですね、事務のほうがかかなり煩雑になりますし、例えば高齢者のなかでも年齢が違う夫婦でも取得の仕方が違ってきますので、そこら辺も煩雑になりますので、そこら辺は広域連合のほうにもいろいろお伝えをしていきたいなと思っております。以上でございます。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 是非宜しく願います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○飯田議長 ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は午前10時35分を予定いたします。

(午前10時26分)

○飯田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

◇ 石 山 淳 議員

○飯田議長 2番 石山 淳議員。

○2番 石山 淳議員 1月22日・23日に栃木県の我が友好都市となっております栃木県那須町の議会の皆さんが大洗町に一泊二日で視察にお見えになりました。その際にですね、議会広報と観光の振興ということで視察に見えたんですが、私は23日の日に観光の振興についての研修会に出席をさせていただきました。その際に、我が町から住谷商工観光課長ですかね、が対応していただきまして、大変その那須町の議会の皆様からですね、大変いい評価をいただきまして、お褒めの言葉をいただきました。住谷商工観光課長におかれましては、日頃より大変真摯にですね勉強しております、議会とか委員会などの答弁なんかでも、かなり簡潔にですね、いつも明解な回答をしていただいております。那須町の皆様からも、とにかく素晴らしい説明だったということでお褒めの言葉をいただきましたので、今後ともですね、住谷商工観光課長におかれましては、管理職の職務を全うしていただいでですね、是非この町の商工と観光の発展に寄与していただけるようお願いをしたいと思います。

そして、今日は、まず1問目ですが、不登校について伺いたいと思います。

憲法26条、そして教育基本法5条には、親権者である保護者が子どもに対して教育を受けさせる義務があるということを謳っております。そして、昨今、不登校の全国の小・中学生、また、高校生の不登校の数が35万人といわれております。そのなかで教育機会確保法というものが平成28年に制定をされております。これは何かといいますと、簡単にいうならば、不登校生徒・児童や義務教

育を受けていない人々に対する保護規定です。この法律が制定されたことにもわかるように、全国の子童・生徒の不登校が著しく問題になっているということになってるんだと思います。

そこで伺いますけれども、我が町の不登校児童・生徒は、現在何人いるのか、そして、今、小・中学生の外国籍の生徒・児童は何人いるのかをお伺いをいたします。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 それでは、最初の質問ということで、町内小・中学校に不登校の児童・生徒数がどれぐらいいるのかということでございます。

初めにですね、不登校とはということで説明させていただきます。

文部科学省により出されております生徒指導提要によりまして、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席したものの、そのもののうちからですね、病気や経済的理由によるものを除いたものが不登校ということで定義されてございます。

それで大洗町の数ではありますが、令和5年度ですね、からちょっと説明させていただきますと、小学校で12名、中学校で18名、合計30名、全児童・生徒に対する割合としては3.2%、ちなみに県平均が3.8%、国平均が3.7%ということになっております。令和6年度ですけれども、小学校が30名、中学校が17名、合計47名、全生徒・児童に対する割合が5.2%、県平均が3.8、国平均が3.9となっております。令和7年度ですね、現在はまだ年度途中であります、1月末現在ですけど、小学校が15名、中学校が26名、合計41名、全児童・生徒に対する割合が4.8%ということになりまして、国・県と比較してですね多少の違いはありますが、決して大洗町が突出している数字ではないということと、その年によって状況がいろいろございますので、増減がありまして、決して増加傾向にあるということではないのかなと思っております。

一点、補足というか注意点というか、この数の児童・生徒数が、ずっと継続して休んでいるというわけではなくてですね、登校できたり、あるいは休んでしまったりということで、年間で結果的に30日以上ということになっているということでもありますので宜しくお願ひしたいと思います。

令和7年度ですね、今年度の外国籍の児童・生徒数の数でありますけれども、大洗小学校に39名、第一中学校に20名、合計で59名の外国籍の児童・生徒数ということになってございます。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 今、深作課長のほうから説明をいただきました。この不登校の原因というのは多岐にわたると思われましても、原因別の改善方法をどのようにしているのかをお伺ひいたします。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 原因別ですね改善方法というご質問にお答えいたします。

まず一つとして大きな要因というか大切なことは、いじめに起因するものでございます。こちらはですね、担任のみならずですね、生徒指導の担当の先生方、当然管理職も含めて学校全体での取り組み事として個別の状況をしっかり把握しながら、児童・生徒が安心・安全に登校できるよう対

応してございます。

また、いじめ以外のですね友人関係であったり、あるいは教職員との関係に起因するものにつきましては、養護教諭であったり、スクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカーなども活用して、心理的ケアを中心にですね、保護者も含めた支援を行っております。

またですね、学業不振であるとか、やる気の低下みたいな要因とか、学校生活への不安などに起因するものにつきましては、特別支援の視点であったり、別室対応であったり、放課後登校などでですね、学力のフォローアップやつまずきの把握からの支援方法なども行っております。児童・生徒のですね、できるところからどのような支援を進めるのか、家庭とも連携を図って進めているところでございます。

またですね、原因別改善方法というところに起因しまして、原因につきましては、今説明した三つのほかにですね、家庭環境だったり親子関係などからのものもございます。それらにつきましては、スクールソーシャルワーカーや町のこども課とも連携してですね、家庭との連絡を取りながら、また、家庭訪問を行っております。

また、そのなかには家庭のほうの協力がなかなか得づらいというケースがある場合もあるということも伝えさせていただきます。以上です。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 今、改善方法とか原因とかいろいろ説明ありましたが、今、フリースクールというのがあるかと思えますけども、我が町にはそういったことは、そういうそのフリースクールのなものがあるのかどうかお伺いいたします。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 我が町にはですね、フリースクールというところはございません。ただですね、今年度は中学校のほうに校内フリースクールという環境は整えてございます。ですけども、保護者、あるいは児童・生徒のほうにそういう希望ですか、要望を調査したところ、そこまでの要望はないので、まだそこに通っているということはありませんが、環境としては整えているということでございます。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 フリースクールは無いということで、なかなか登校、不登校の生徒に対して同じ学校に通わせるということですかね、そこがちょっとどうなのかなというような感想を持ちましたけども、ちょうど守谷市でですね、来年度だったと思えますけども、公立のフリースクールが設置されるということで、かなりやっぱりこの不登校の件については、その同じ学校にですね登校させることが、やっぱり無理があるのかなというようなことですね。ですので、大洗町に関してもですね、同じ学校に登校させるのではなくですね、そういった支援体制の在り方ですね、そこをもうちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

私が何故この質問をするかという、例えば不登校であったとしてもですね、義務教育が9年間あります。全部学校に不登校だったという生徒は、なかなかいないと思えますけども、ただ、その9

年間のなかでやっぱり自分は不登校なんだということで、その先に人生があるわけですから、そこをまずあきらめないで欲しいなという思いから、この質問を私はさせていただきました。

一番やっぱりその学校に行かないっていうこの問題点は、やっぱり人との交わりなんでしょうよね。やっぱり問題になるのは。その人との交わりが無いがために、その方がどんどんどんどん成人したりですね、社会に出ていった時に、やっぱりその社会不適應のような人になってしまうのではないかというような心配があります。ただ、自分がですね、その学校に行かなかったということ、やっぱりそれを糧にしてですね、社会に本当に生き抜いていけるような人材になっていただきたいなというふうに私は思います。

なかなかこの不登校のやっぱりその改善というのは、なかなか難しいのかなというふうには思いますけども、この社会的自立に向けたですね進路の相談とか指導は、どのようにしているのかお伺いをいたします。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 社会的自立に向けた指導ということではありますが、主にですね、やはり中学校卒業した時の視点になるのかなと思います。個人ですね、その生徒との個人面談であるとか、家庭訪問などを行いまして、本人の思いや希望を丁寧に聞き取った上で最適な進路指導を行っております。中学校卒業した進路でございますけども、県立の普通高校に進学している例もございますし、また、昨今ではですね、進路の選択には様々な選択肢がございます。通信制の高校であったり、単位制の高校などもございます。個に応じた多様なですね、社会的自立のために、それらですね生徒さんの目標の幅を広げたような支援を行うように心がけているところでございます。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 中学校卒業されて高校に行って、高校で不登校が直ったという子どもの話もよく聞いております。決してですね、この不登校だからといって、もうその人生をあきらめてしまうということが、やっぱり一番つまらないというか、義務教育のそのたった9年のなかでですね、そういうことでつまずいてしまうというのが、やっぱり人として、やっぱりこれから人生が長いのに、生き抜いていく上で必要な知識を小学校、中学校、また、高校で蓄えて社会に出る準備をするわけですけども、それできなかつたからといって社会で生き抜いていけないというわけではないんだということを教えることが先決なのかなというふうに思います。

私は不登校をですね、決して責めるつもりで質問したわけではないんですが、不登校の生徒が大洗町で去年だと47名ですか、いるということで、是非47名の方にはですね、願わくば学校に来ていただいて、皆さんと一緒に楽しい学校生活ですから、我々も今振り返って見ると学校生活がどうだったとかこうだったとかって今もって話す時ありますけども、学校行ってないとそういう話もできないのかなというふうに思いますので、願わくば学校に来ていただいてというところなんでしょうけども、なかなかこれも本人の気持ち次第というところもあるでしょうから、無理にですね学校に今は何か行かせないというような指導方針みたいですけども、決してそれが悪いことでは私はないと思います。ですから、頑張っで欲しいなという激励の思いでこの質問をさせていただきます

した。

続きまして、部活動地域移行の進捗について、生涯学習課長である磯崎課長にお伺いをいたします。

去年の3月にもこの質問をさせていただきましたが、その後の進捗状況はいかがでしょう。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 部活動から地域クラブへの移行というか展開というふうに私どものほうでは今呼んでおりますけども、その進捗状況についてお答えさせていただきます。

令和7年度にですね、地域クラブとして休日の活動について実証事業として取り組んだところでございまして、令和7年度、国の実証事業の委託金が出るということで、こちらの委託金のほうを活用して、種目といたしましては、剣道と、それとバドミントンについてクラブ活動として取り組んだところでございまして、剣道クラブには5名の方、また、バドミントンクラブについては3名の申し込みがありまして、秋以降ですね、9月から2月にかけて休日に10回程度、活動を実施をさせていただきました。以上です。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 令和7年度にですね、試験的に取り組んだ結果、その成果や課題というのは、どういったことが見えたのかお伺いいたします。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 募集をして集まっていた生徒に地域クラブとして活動していただきましたけども、実際にその募集をする上でもですね、我々として何故剣道クラブと、それとバドミントンクラブを選定したかというところでもございますけども、やはり指導者の確保というところがありましたので、例えば剣道クラブであればですね、既に中学校の部活動の指導員をされている方がおりましたので、この方に地域クラブの指導者になっていただくということで、生徒が部活動から円滑に移行できるだろうというところで、安心して活動できる体制を整えることができたのではないかなというように考えております。

一方のバドミントンクラブでございますが、今の中学校部活動には無い種目でございますので、中学校の部活動とはまた別な種目で、多様なスポーツに親しむ機会をつくらうというところでも取り組んだところでございますけども、実際、活動をしてみますとですね、中学校の部活動、休日の例えば土曜日ですね、活動をしているということがございますので、部活動がある日は地域クラブよりは部活動の活動を優先するということがありましたので、なかなかその参加していただく機会が限定的になってしまったということがございました。こちらがちょっと課題かなというふうに捉えております。以上です。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 今年度の新年度予算案で、200万円の指導員の予算が計上されていますけども、令和8年度以降の予定はどのようになっているのかお伺いいたします。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 石山議員のおっしゃるその指導員の200万円というのは、学校の部活動の指導員の予算ということでよろしいですかね。ちょっとお待ちください。——すいません、今のほうですね、この部活動の指導員の人数とか、また詳しいちょっと数字を持ち合わせておりませんので、改めてちょっとご報告させていただきたいと思います。申し訳ありません。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 なかなかやっぱりその部活動の地域移行というのは、ちょっと難しいのかなというふうに、やっぱりこの1年間、私考えましたけども、なかなか難しいと思います。決してその外部指導員のことを否定するわけでもありませんけども、ただ、やっぱり地域移行に関しての、やっぱりその生徒さんへの責任の在り方ですね、まずね。誰が責任を持つのかというところ。あと、場所の問題や、費用の発生ですかね、その地域移行によって、一般の部活動でもですね部費とかってありますけども、ただ、地域移行によって、やっぱり月々のその月謝みたいなのが発生して、父兄の負担になるというような声もよく聞きます。その負担が多いがために、せっかくやってた競技をやめてしまうというようなこともあるように聞きますし、なかなかやっぱりこの地域移行というのは難しいのではないのかなと。

そこで、熊本県の熊本市なんかでは、地域移行をやめて、部活動を学校でやるというふうなことを決めた事例があります。これは新しいその部活動の在り方で、やっぱり外部指導員とかそういうものを取り入れないでやるわけじゃなくてですね、学校とその地域の外部指導員の方が連携をしながら、新しいその部活動の在り方を探っていくというような新方式のやり方をするような内容になっています。熊本市は政令指定都市ですので、結構企業さんとかいろいろ多くて、企業にですねスポンサーを頼んだり、競技に対してスポンサー頼んだりですね、そういった試みもやるみたいですが、最終的には多分学校に責任があるんだということで、学校でやっぱり部活動をしようというような体制になったみたいです。やっぱり去年も私説明したとおりですね、そこにはやっぱり生徒さんというのがいて、中学生ならば中学校は3年間しかないなかで部活動の地域移行ということで、ある意味大人の事情で地域移行をしているようなところもありますから、そこには生徒さんの声というのは無いのかなというふうに考えます。地域移行がうまくいけばいいんですけども、こうやってやってる間にもどんどん時間だけが経ってですね、せっかくその中学校に入って部活動やろうとしても、今、少子化の問題もありますけども、部活動やりたくてもできないというようなことになりかねないので、いろいろ仕組みをですね、地域移行するにしても、やっぱり仕組みがきちんとしてないと、なかなかやっぱりこういったことがうまく円滑に進まないのかなというふうな気がします。

この地域移行していくにあたって指導者の確保が容易ではないというような声もありますし、先ほど説明したとおり保護者の経済的負担もあって、どうも公平性に欠けんではないのかというような声もあります。そのなかで無理してですね地域移行しなくても、学校で教員のなかでもですね、部活動目的に教員になる方もいますから、本当は学校でやれるなら学校で私は部活動って行ったほうがいいのかと。で、なおかつ足りない部分というか不足する指導の部分については、外部の指

導者にお願いをしてですね、やるという姿が、本来そういう姿が望ましいのではないのかなというふうに思います。今後ですね、大洗町でこの部活動の地域移行が、必ずこの成功するならいいんですけども、またその学校に戻すようなことっていうことをするならばですね、早期に判断をしていただいて、新しい部活動の在り方をですね考えていったらどうなのかなと思いますけども、その点についてお伺いいたします。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 石山議員からですね、まず一つその熊本市の取り組みというところでお話いただきましたので、ちょっと補足をさせていただきますが、石山議員おっしゃるように熊本市が方針を示した学校部活動の在り方といたしましては、指導者をですね外部から募ってというところで、教員によらず、教育に頼らずに部活動を続けていくというところを目指しているというような形になっているというところでございます。

一方で、教職員につきましては、指導を希望する先生がいる場合には、兼職兼業の許可を得て指導をしていただくと。もちろん謝礼もお支払いするというような形を目指しているというように資料のほうでうかがったところでございます。

また、やはりその指導者の確保というところでですね、大洗町でも指導スタッフの募集を今取り組んでおりまして、今現在でもですね募集を続けておりますけども、既に6名ほどですね、教員によらず一般の方からの指導者の登録をいただいているところでございます。

なかなか先生方の負担というものがあるというところで、例えばというか昨年度、町内の学校の先生方、中学校の先生方にですね、部活動の顧問を希望する方がいるかどうかというところでアンケートを取らせていただいております。地域クラブ指導者としての指導することを「希望する」と回答した割合がですね、全体の8%と少数でありました。「希望しない」が67%、「どちらともいえない」が19%というところでございました。この教員の方々が、例えばその地域クラブでの活動を希望された場合に、どうしても報酬を払うようなことも考えられますので、この報酬のお支払いについては地方公務員、教職員の方、公務員でございまして、どうしても兼職兼業の許可を得ていただくと、それで報酬をお支払いするという形になりますので、こちらですね、国のほうでも兼職兼業を許可する方針が現在示されておりますので、こちらの兼職兼業の許可に向けての体制を整えていく必要があるかなというふうに感じております。以上です。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 この問題はですね、結構私は難しい問題なのかなというふうに思います。今取り組んでいらっしゃるこの部活動の地域移行ですね、是非できるのであれば進めていくほかないんですよね、これね。私はこの地域移行についてはちょっと無理があるんじゃないかなと思いますので、早くですね、その辺がもし無理ならばですね、きちんとした形で、新しい体制、部活動の在り方をですね、考えていただきたいなというふうに思います。この問題についてはこれで、以上で終わりにいたします。

昨日の予算委員会、まちづくり推進課のなかで新年度予算の編成についていろいろ説明がありま

した。一体全体これ大洗町大丈夫なのかなというような財政のお話でした。

新年度予算編成について今日もまたお伺いいたしますけれども、令和8年度当初予算案では、一般会計当初予算が111億2,300万円ということになって、過去2番目の規模です。新消防本部庁舎や水道施設更新事業、銚田市との広域ごみ処理施設整備に向けた負担金の増加などによって歳出が大きく増加をしているものと認識をしています。

そこで伺いますが、財政状況が厳しいなかで借り入れの依存度が高まっていることと思いますが、令和8年度当初予算案編成時点における本町一般会計の借金の総額ですか、は幾らになるのか、財政担当課長にお伺いをいたします。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町の一般会計の地方債残高でございますけれども、令和7年度末で約91億2,000万円となっております。この内訳を申し上げますと、臨時財政対策債、こちらが約27億8,000万円でございます。臨時財政対策債を除く、いわゆる通常の地方債の残高につきましては約63億4,000万円となっております。この臨時財政対策債でございますけれども、地方交付税の財源不足に対応するため、本来普通交付税として交付されるべき一般財源の一部を地方債として借り入れて賄う制度でございます。元利償還金相当額は、後年度の普通交付税の算定として参入される扱いとなっております。以上です。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 その臨時財政対策債は、後年度の普通交付税算定に参入される扱いがあるとはいえ、本町にとっては地方債であり、借金の一部であると認識をしております。その上で、新消防本部庁舎の建設や老朽化した水道施設の更新、広域ごみ処理施設整備に向けた負担など、大型で不可避な支出圧力が今後も続くなかで、町の財政運営が本当に大丈夫なのか懸念をしています。

そこで伺いますけれども、一般会計における今後概ね10年程度の地方債現在高と元利償還金の推移について、ピークとなる年度と金額をお伺いいたします。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 議員の再度のご質問にお答えをしたいと思います。

この一般会計における地方債現在高と元利償還金の今後の見通しでございますけれども、これは私どものほうで作成をしております推計に基づきましてご答弁させていただければと思います。

まず、地方債現在高でございますけれども、令和9年度末の見込みで約114億円となります。これがピークとなる見通しでございます。以降につきましては、概ね減少基調となりまして、10年後の令和17年度末には約98億7,000万円を見込んでいるところでございます。

次に、年間のこの元利償還金でございますけれども、令和7年度末で約8億6,000万円、その後、令和10年度末には10億円を超えまして、微増・微減を繰り返しながら令和15年度末には約11億2,000万円とピークを迎える見通しでございます。また、その10年後、令和17年度の見込みは約11億1,000万円を見込んでいるところでございます。議員のご懸念のとおりですね、この元利償還金が長期に

わかって高止まりをする傾向でございますので、この状態が続くことはですね、財政の自由度、いわゆるその裁量が低下するということにつながると言えます。以上です。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 地方債のですね現在高や元利償還金が当面高い水準で推移する見通しのなかで、財源調整の一つとして基金の役割が大変重要になるかと考えます。本町が保有する基金残高の総額と財政調整基金、減債基金、特定目的基金などの内訳は現時点でどのようになっているのかお伺いいたします。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 議員の再度のご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問のこの基金の残高につきましては、決算により確定をした数値でお示しするのが適当で適切であると思いますので、現時点では令和6年度決算時点での残高でご説明をしたいと思います。

まず、基金残高の総額でございますけれども、全体で約25億1,000万円でございます。内訳は財政調整基金、こちらが約4億7,000万円、減債基金が約2億3,000万円、それから、大好きです大洗基金を含む特定目的基金、こちらが約18億1,000万円となっております。この財政調整基金につきましては、標準財政規模に対する一定の割合、概ね10%といわれておりますけれども、この目安とする考えを踏まえつつですね、将来の財政需要、それから不測の事態に備え必要な残高の確保に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 今、基金の残高をお伺いいたしました。必ずしもですね、潤沢とは言えないなか、町税が大きく伸びない状況も踏まえると、新たな財源確保が重要と考えます。令和7年度当初予算並びに令和8年度当初予算案において、ふるさと納税により得た寄附金を、どの程度一般会計の財源として充当したのかをお伺いいたします。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 議員の再度のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税をどの程度一般会計の財源として充当しているのかというご質問でございますが、令和7年度当初予算でございますけれども、こちらでは8億2,000万円を充当しております。令和8年度当初予算案では、約7億8,000万円を寄附者のご指定の用途に沿って一般会計の各事業に充当をしているところでございます。

主な充当先でございますけれども、環境美化をはじめとする保全事業、それから、伝統芸能の継承や文化財の保存・活用に関する事業、英語教育の推進等の人材育成、スポーツ振興や健康増進、観光をはじめとする地場産業に関する事業のほか、町政運営上必要な事業として循環バスの運行事業や年間イベント事業など、幅広い分野で活用をさせていただいているところでございます。

このふるさと納税制度、本当に本町のこの厳しい財政状況のなかで大きな財源となっておりますので、今後も寄附者の意向に沿って適切に活用をしてまいりたいと思っております。

ただ、一方で、この制度の動向による変動のリスクも踏まえますと、なかなか一朝一夕で実現で

きるものではありませんけれども、ふるさと納税に過度に左右されない財政構造の構築に向けて事業の優先度付け、さらにはコストの削減を徹底してまいりたいと思います。宜しくお願いします。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 ふるさと納税も令和6年度が17億円で、飛行機で例えるならばですね、離陸すんのにすごい力を、パワーを要してですね、1万7000フィートぐらいのところを飛んでたと。今年度はですね、1万3000フィートに降下してしまったというような現状です。これからそのふるさと納税を、この財源としてですね大洗の場合、とにかくこのふるさと納税がやっぱり頼りになっていると思いますので、ふるさと納税の寄附額をどんどんどんどん上げていかなければならないというところで、やっぱりその返礼品の数が問題なのかなというようなふうに思います。ただ、このふるさと納税をやってる職員の皆さんからすればですね、すごい努力をしていただいて、今まで最高額でこの17億というものを寄附をいただいてですね、その半分の50%を財源にしているというところで、なかなか一朝一夕にそのふるさと納税をですね、30億とか50億とかにできるということが、なかなかやっぱり難しいという現状が見えてきているわけですね。

いつも対比されるのが境町のふるさと納税の体制ですけども、あそこはちょっと特殊なんですよね。ふるさと納税について公社をつくってですね、その公社のなかで全て商品開発から寄附から何から何までそこで賄っているというなかで、公社の売り上げ幾らあるんですかって聞いたら、26億円あったというような、昨年度の話ですけども、26億円のなかでそういうものを全部回しているんだということで、商品開発もそこでやってるというなかで、商品数も多いというのが現状です。我が町の産業からすると、なかなかその商品数を増やすことが難しいんじゃないかということもありますけども、そうはいってもふるさと納税の商品を増やさないと、今後このふるさと納税の寄附金の伸び悩みという懸念が出てきておりますので、そのふるさと納税に関してお伺いをいたしますが、今後、ふるさと納税の制度がどのように推移していくのかを、またはその商品開発に関して、どのようなことをやっていくのかお伺いをいたします。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 議員の再度のご質問にお答えをしたいと思います。

ふるさと納税の制度でございますけれども、過去いろいろな変遷を経ながら制度が変わってきて、大きなところでは、直近のところではそのポイントの廃止ということも一つ大きな動きになってくるのかなと。どうしても寄附者の方々というのは、大型のサイトからふるさと納税のほうに入っ
てまいりますので、その影響というのは一定程度あるものかなというふうに思っております。

今後でもですね、いろいろなこのお話が出てくると思います。ふるさと納税についてですね、お話出てくると思いますけれども、そこはしっかりと我々もその制度に沿ったなかで最大限の努力をしながらですね対応してまいるというのが今の考え方でございます。また、ふるさと納税のこれらにつきましてもですね、今までの返礼品、さらには、やはり前回もご答弁させていただいたとおり、こちらに来ていただいた時の消費を伸ばしていくといったところでもですね、しっかり取り組んでまいりたいと思います。いずれにしましても、やはりこれは事業者様の協力が得られないと進まない

事業でございますので、我々担当もしっかり事業者様のほうに足を運んで、このふるさと納税という制度を十分活用してまいりたいと思います。以上です。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 財源がとにかくそのふるさと納税しかないと言っても過言ではないので、とにかく頑張っけてやっけていかないと、ちょっとこの財政的に厳しいこの財政ですので、どちらにしても新消防庁舎にしてもですね、新ごみ処理施設にしても、住民の生活に必要不可欠なものですから、これはやっけていかなきゃならないというところで、今後ですね、小・中学校の問題とかですね、大きなこの役場庁舎の移転なんかもありますけども、今回のこの財政の状況を鑑みればですね、役場の庁舎なんかとてもとても移転できないというようなことが現状だと思います。ただ、この役場の庁舎にしても、やっぱり津波で1階が水に浸かったような実績がありますから、それを踏まえると、やっぱり役場の庁舎も将来においては移転をせざるを得ないのかなというふうに思います。ただし、今の財政のなかでは、この役場の庁舎なんかは移転できるような状況にないということになります。

こういう厳しい財政のなかで、町長も本当に苦労されて予算編成、各課にですね指示をしてるのかなと思いますけども、この厳しい財政状況をですね、我々議会は昨日、予算委員会のなかでですね説明を受けましたけども、これを本当に町民の皆様にもですね、きちんとわかっていただかなきゃならないと思うんですね。そのことも踏まえながら町長に総括で答弁をお願いしたいと思います。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 石山議員からは学校における様々な課題、そして我が町の財政状況を踏まえた上での持続可能性の追求についての後押しともとれるようなそんなご質問、ご提言をいただきました。

まず、学校の現場についてでありますけども、不登校、非常に多いんでびっくりせざるを得ません。この他にも特別支援学級の生徒さんもいらっしゃいますんで、そういうことを鑑みると、果たして今、教育の現場で何が起きているのかなって、非常に困惑と申しますか驚きを禁じ得ないところがあります。私どもの町、少しこの増減ありますけども、平均でいきますと約5%の児童・生徒が不登校になっているということを考えますと、20人に1人ですから、もう我々の時代ではちょっと考えられない。個別に様々な事情がありますけども、社会的なこの病理現象ではないかと。ですから、社会全体、日本全体、さらには、我が町も小さなコミュニティーでありますけども、コミュニティーとしてどうあるべきかということも含めた広い視座からいろいろなことを考えて、学校現場へより良い好影響が得られるような、その波及するような、そんな対策もしっかり講じていきたいというふうに思っております。

今、個別のその事情に応じて様々な対応、対策をこれからもとっていくということにつきましては、学校教育課長のほうからご説明申し上げましたけども、一つ申し上げたいのは、これは昨日の関根議員の質問ありました学校現場での性被害に対する対応でありますけども、この不登校につきましても、今5%と申し上げましたが、95%の子どもさんはしっかり学校に通っていただいているという現状もあるということ、そしてもう一つ申し上げなきゃならないことは、この子どもに何か問題、課題というか、その環境、学校に通えないようなその環境があつて子どもたちが通わないというこ

の不登校の、議員も言われたように不登校の子どもに何か課題、問題があるのではないかという前提での接し方ではなくて、むしろこの5%もいるということ、この5%を大きく捉えるならば、こちら側、学校の教育現場のほうに何か問題があるんじゃないかという、そういう視座も忘れずに対応していかなければならないと思っております。これは冒頭申し上げましたように社会的な病理現象、社会全体に問題があるのではないか、また、学校に問題があるんでないか、先生方一人一人に問題があるとは申しませんが、先生とのその距離感であるとか、子ども同士の距離感であるとか、そういうことも視座に入れて、視点として、起点としていろんなことを考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

もう一つ加えて申し上げるならば、今申し上げましたように95%以上の児童・生徒はしっかり通学をされているわけですから、ここのこの5%に力を傾注するということが極めて大事な話ですけども、この95%の教育に、いわゆる齟齬が生じると申しますか、ここで何か欠落、何か抜け落ちてしまうようなことがないようにするというのも、これ我々の役目でもありますので、これは教育長を中心に、もう通常通えている皆さん方が安心して通えるようなそんな環境を提供するということが、安心していただくことは当然でありますけども、この教育の欠落がないようなこと、抜け落ちがないようにしていくということ、すなわち安定した教育環境の提供ということ、この95%に対してはしっかりと進めていきたい。できれば100%の皆さんに通っていただきたいというようなことを、しっかり進めてまいりたいと思っております。

そして、議員と同感なところは、もうこれは9年間だけが全てではありません。むしろそのいろんな思い出があったりする学校現場でありますけども、是非将来を諦めないでもらいたい。これも当然のことでもありますので、そうした視点に立って、それぞれ児童・生徒と接するような環境づくり、そして、ただ申し上げたいことは、やはりこの一瞬一瞬、今こう議員とやり取りするなかでも、この時間というのは二度と戻ってこないわけですから、せつかくのこの青春時代、子どもの時代を、家にこもったつきりではなくて、学校に出ている人との関わりを持つことの有用性というものもしっかり説けるような、そういう私は教育委員会であることを願って、そういうことを教育長中心に進めていくことをここでお願い申し上げます。

もう一つ加えて申し上げますと、これは私の本当に個人的な見解かも知れませんが、例えば性的マイノリティの皆さん方、我々の時代であったら一蹴して片付けてしまうところでもありますけども、今の時代は多様性の尊重というところに、いろんな考え方、いろんなことを受け入れていこうというこの社会は、全世界共通であります。これは大洗においても当然そういう方向性になっていることは誰も否定できないところでもありますけども、不登校ということでもあります。今これだけインターネット環境が整って、いろんなことが自宅にしながらにしてできる時代に、学校に通える、交通事故のリスクをおかして、時間を先ほど申し上げましたように時間というのは非常に有限で大切なものであると言いつつも、学校に通えることが果たして本当に何故なんですかって問われた時に、先生方がしっかりそこに対して答えられるような環境といえますか、そういうファンダメンタルズをつくっておきませんか、やっぱり生徒からの信頼も失ってしまいますし、また、子どもた

ちが心を開くような、何らかのそのリアクションであるとか、反応があるならば、これは解決の糸口が見えてきますけども、心を閉ざしてしまうということになりますと、なかなかこの解決法といきませんから、やっぱりこちら側はこちら側で論理展開をしっかりと明確にするということ。それでいて、やはりこの客観性を持って物事を進めるということではありますが、個別事情に合わせて一人一人に寄り添った形で心をこちら側から先に開いていかなければなりませんので、そうした視点に立って一人一人の子どもと接するような、そんな環境を私はしっかりとつくることによって、全員が通えるような、そんな状況を、通っていただけるような、そんな状況をつくりたいと思っています。

フリースクールもそうした視点に立ってのおそらく考え方だと思いますけども、いくら今申し上げたようにいろんなことをしていても、もう今の学校環境が合わない、さらには先生との相性も悪い、また、生徒同士、自分の友だち同士でも悪いということになるから、そんな状況も踏まえた上でいろんな選択肢を提供するという考え方、現状に合わせた考え方を基に、そういうフリースクールなるものも社会でいろいろと出現がしてるんだろうというふうに捉えますけども、我が町なかなかそういうところ、小さい自治体でありますから、担い手どうすんだとかそういうことになろうかと思いますが、将来的にはそんなことも選択肢に置いて、今の学校が全てという視点に立ってみんな通えて言ってますけど、私はあそこ合いませんよっていうことを、それをおざなりにするということではできませんから、そうなった時にはそうした視点に立って、そこも選択肢に入れた形で丁寧に丁寧に展開してまいりたいと思います。

それから、今言われるとこのこの部活動の問題であります、私も議員と同感です。今できる、今ある制度のなかで、できるだけ継続していければと思うんですが、やはりこの学校の先生の働き方改革と申しますか、働き方の問題、さらには、当然にして部活動そのものがもうままならないぐらい、それぞれじゃあ大洗第一中学校、南中学校で全員がその部活動するという前提に立ったとしても、どれだけの種目ができるんだったら、もう極めて少子化ですから限られたものになってしまうという、他の中学校と混成部隊つくらなければならない、そんなことを提供といいますか、そんな環境にしている我々の大人の責任をしっかりと感じるところでありますけども、私は今ある環境のなかで、できるだけ、将来的に国は部活動そのものを無くして全部地域移行する。ただ、地域移行、地域移行と申し上げても、地域そのものがどんどんこの人口が地方は減ってるなかで、果たしてこの地域移行ということが成功するんだろうかって、そんなこともありますので、むしろ今ある環境のなかでしっかり進めること、先ほど議員が言われるように、法制度の枠組みのなかで、可能ならばいろんなこのやり方ということがありますから、大洗町独自で、また、大洗の環境に合った展開をしていきたいと思っています。これ当然にして誰もが言われるところでありますけども、親の経済格差が子どもの教育を受ける権利の格差につながるにしないようにするということは、我々この教育委員会に与えられた最大の責務だと私自身は感じておりますので、できる子どもがどんどんできてしまう。また、これは将来的な話で、10年後、20年後になってしまっ、今の現状でいくと、もし野球ができない、野球やるだけの人数が揃わない、サッカーやるだけの人間が揃わないってなった時に、地方から今度、オリンピック選手だとかプロ野球選手だとかプロスポーツ選出が出なくなっ

てしまうんじゃないかと、もう大きくその人口が大きい東京都であるとか政令市であるとか、そういうところからしかそんな子どもたちが出てこない、そんな選手が出てこないんじゃないかって、そんなことを今、議員からのご質問をいただくなかで考えざるを得ないような、そんな厳しい環境に将来的にあるなどと思わざるを得ないところもございますので、決してそうならないように私どももしっかり頑張っていきたいと思っております。

最後に、財政状況についてのご懸念、私も本当にやっけていて、もう身の毛もよだつようなこの寒さ、寒気のするようなそんなような今状況であるということ、これは前々から申し上げておりますけども、やはり新ごみ処理の組合と申しますか、この新しいごみ処理の建設、そして何よりも人口減少に伴って税収が伸びてるとはいえ、この行政需要がそれ以上に増えているということ、そしてベースアップ、これは決してベースアップそのものを否定するわけではありませんけども、こういう自治体でももう1億円近くベースアップが進むということになると、なかなか理論上は交付税措置されるといっても、じゃあどこまでその交付税のなかでしっかり措置されているのかっていうことが見えにくい環境にありますので、これ電気代もアップしているし、水道料も、水道を例えば引くにしても何にしても、それだけまたコストがかかってきますので、私どもでは令和8年度の予算については、予算を編成することができましたが、議員の皆さんにこれをお認めいただければ、私どもではもう、またゼロベースに戻って、予算がついたから全部執行するというのではなくて、もう一回立ち止まってそれぞれの事業が果たして本当に必要なのか、そして、事業への取り組みについても、これは当然毎々ここで申し上げておりますけども、スクラップアンドビルドのもう精神というものを、もっともっと簡潔にわかりやすく、一人一人の、もう新採の職員も含めてしっかりとそこは情報開示を進めることによって意識を庁内全域で進めていって、私どもでこの令和8年度の予算執行にしては、もう令和9年度の予算立てが、予算をつくるのがもう始まったという前提に立って、もうそういう認識でもってこの令和8年度、皆様方にご議決いただきましたならば、しっかりこの予算の執行にあたって、できるだけ不用額、本末転倒した議論になると言われるかもわかりませんが、可能な限り、必要な執行はしっかり進めることによって住民の安心・安全、さらには住民福祉の向上努めること、それでいて、そのなかで不用額についてはしっかり確保できるような、もうできるだけ不用額を出すことで次年度へ繰り越して予算編成にあたる、そしてそういうことも継続していく。じゃあ果たして今までの予算編成何だったんだ、今までの執行何だったんだと言われるかもわかりませんが、そこはそこで改めて総括するとしても、次なる展開がしっかりできるような環境をつくってまいりたいと思っております。

そして、ふるさと納税制度については、これ、当然その守りの部分だけではなくて攻めの部分も必要ですので、ふるさと納税制度については全庁挙げて、境町については何でもできる時代に、いろんな意味でしっかりそのファンをつくりましたから、いろんな展開できますけども、私どもはそこに至るまでにいろんな制度改正があったり、また、厳しいそのハードルが課されるようになりましたので、しかし、そんなことは嘆いてはられませんから、新たな展開をしっかり企図しながらふるさと納税制度については、少しスローダウンしましたけども、令和8年はしっかりまた急上昇でき

るような環境づくりを整えて進めてまいりたいと思いますので、またご指導のほどお願いしたいと思
います。ありがとうございました。

○飯田議長 2番 石山議員。

○2番 石山 淳議員 以上で終わります。

○飯田議長 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了いたします。

◎休会の件

○飯田議長 日程第3、休会の件についてお諮りいたします。明日7日から12日までを常任委員会審査
のため、休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、明日7日から12日までを休会とすることに決し
ました。

◎散会の宣告

○飯田議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月13日、午前9時30分から行います。

また、本日午後より総務常任委員会を開催し、令和8年度新年度予算について各課に対し審査を
行います。定例会同様、インターネット上でのライブ配信を行いますので、宜しく願いいたしま
す。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時36分